

イントレ資格、 持っている？



(平成29年)

イントレ「特別講習」資格(通称)の取得は**2017年6月30日**まで
資格を取得しなかった場合、照明部として仕事ができなくなる可能性があります。

「平成27年7月1日施行の労働安全衛生規則改正のお知らせ —足場(イントレ)からの墜落防止措置の教育について—

足場(イントレ)を組立て解体及び変更の作業をする場合には、

足場の組立て等業務に係る特別教育を受け資格を得た者が作業しなくてはならない。

ただし、平成27年7月1日以前に組立て解体の作業をしたことがある現在作業従事者の方には
平成29年6月30日までは経過措置がありますので、この日迄に資格を取得する事をお勧めします。

注意:5m以上の組立て解体には「足場組立て作業主任資格保持者」が必要なことは、今迄と変わりません。

<http://www.jac-cm.or.jp/>